平成２７年（フ）第１００６号
東京都新宿区戸山２丁目35―1105
破産者　松本　圭一
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１０号
東京都足立区竹の塚５丁目18―14―304
破産者　長谷　多世
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１７号
神奈川県相模原市中央区共和２丁目７―12　ファミールＫＩ―Ⅱ101
破産者　大塚　匡平
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４１号
東京都世田谷区野毛１丁目３―15―202、開始決定時の住所東京都世田谷区尾山台３丁目23―15　豊田方201
破産者　秋山　桂子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１６２号
神奈川県横浜市青葉区千草台24―１　サンバレーフラッツＢ―201
破産者　佐藤　祐二
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１７７号
千葉県千葉市若葉区都賀の台４丁目11　２棟103号
破産者　山田　　覚
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２５号
東京都中央区勝どき３丁目２－３－201
破産者　松下　宏史
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３０４号
神奈川県川崎市川崎区浜町３丁目９―19　新興プランテック株式会社川崎寮317
破産者　大石　　翼
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３１３号
茨城県石岡市石岡１丁目２－４　ＳＯＨＯⅢＢ202
破産者　藤田　亮平
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８４０号
東京都中野区南台４丁目51番13号
破産者　株式会社和田豊次美容室
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００７号
東京都文京区白山４丁目２番11号
破産者　有限会社ハマトウ
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００８号
東京都文京区白山４丁目２―11
破産者　近藤　俊仁
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１６８号
東京都練馬区上石神井３丁目30―３―105
破産者　神谷　　希
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５００号
茨城県つくばみらい市板橋3010番地１
破産者　有限会社内田タイル興業
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５０１号
茨城県つくばみらい市板橋2765―７、開始決定時の住所茨城県つくばみらい市板橋3010―１
破産者　内田　良次
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５０３号
茨城県つくばみらい市谷井田2047―２―101、開始決定時の住所茨城県つくばみらい市板橋2755―７
破産者　内田　良宏
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６３８号
東京都目黒区中目黒２丁目６番24号
破産者　株式会社アールインターナショナル
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６７８号
神奈川県横浜市中区末吉町１丁目８―16
破産者　飯島　雅美
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８４３号
東京都練馬区大泉町３丁目38―35―202
破産者　楠　　恵美
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９３０号
神奈川県厚木市山際146―１―103
破産者　藤野　雅美
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部